4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定し、技術基準の異なる帯域ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。ただし、外部試験装置を使用している場合はその信号の周波数帯を除く。

⑵　探索した結果が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。

⑶　探索した結果が許容値を超えた場合スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を２⑶とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ（バースト波の場合はバースト内のデータ）を真数に変換し、平均電力（バースト波の場合は、受信状態において副次発射がバースト状に発射される場合の副次発射のバースト内平均電力）を求め、dBm値に変換して副次発射電力とする。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　結果は、技術基準が異なる各帯域ごとに副次発射の最大値の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において技術基準が異なる各帯域ごとに副次発射の最大値の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

6　その他の条件

⑴　擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。

⑵　スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用する。

⑶　スペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を用いて確認する。

公　　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月 18 日　　国土交通大臣　太田　昭宏

種類	実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘要
基盤地図情報　標高点（ＤＥＭ）	平成24年 平成25年	付図のとおり	2500レベル以上	データ間隔は0.2秒グリッド（５メートル相当）航空レーザ測量または写真測量を基に作成

上記の基盤地図情報は、測量法第27条２項及び地理空間情報活用推進基本法第18条２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。

備考　地図の刊行日　平成25年11月19日

付図１



備考：　はデータ間隔は0.2秒グリッド（5メートル相当）航空レーザ測量を基に作成を示す

備考：　はデータ間隔は0.2秒グリッド（5メートル相当）写真測量を基に作成を示す